

日本行政学会規約

第I章 総則

(名称)

第1条 1) 本会は、日本行政学会とする。

2) 本会の英語名は、The Japanese Society for Public Administration とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、理事会の定めるところに置く。

第II章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、内外の行政に関する研究及びその研究者相互の協力を促進し、あわせ外国の学会との連絡及び協力を計ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究者の連絡及び協力の促進
- 二 研究会及び講演会の開催
- 三 機関誌その他の刊行
- 四 外国の学会との連絡及び協力
- 五 その他理事会が適当と認める事項

第III章 会員

(会員)

第5条 1) 行政またはこれに関連する事項の研究に従事する者及びこれに関心を有する者は、本会会員となることができる。

2) 会員を分けて個人会員と団体会員とする。

3) 団体会員は、本会刊行物の配布を受け、五名以内に限り、本会の実施する研究会及び講演会等に参加させることができる。

(入会)

第6条 会員になることを希望する者は、理事会に申込みその承諾を受けなければならない。

(会費)

- 第7条 1) 会員は、総会の定めるところにより、会費を納めねばならない。
2) 会費を滞納する場合は、理事会において退会させることができる。

第IV章 機関

(役員)

- 第8条 本会は、次の役員をおく。
- 一 理事 若干名 内一名を理事長とする。
 - 二 監事 若干名
 - 三 顧問 若干名

(選任)

- 第9条 1) 理事及び監事は、総会において選任する。
2) 理事長は、理事会において互選する。
3) 顧問は、理事会の推薦により総会において選任する。

- 第10条 1) 理事及び監事の任期は、二年とする。但し、再任を認める。
2) 補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事長)

- 第11条 1) 理事長は、本会を代表する。
2) 理事長に故障がある場合には、理事長が指名した理事が、その職務を代行する。

(理事)

- 第12条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

(監事)

- 第13条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(顧問)

- 第14条 顧問は、重要な会務につき、理事会または総会に勧告する。

(総会)

- 第15条 1) 理事長は、毎年一回会員の通常総会を召集しなければならない。
2) 理事長は、必要な場合は、いつでも臨時総会を召集することができる。

3) 総会員の五分之一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときには、理事長は、臨時総会を召集しなければならない。

(議決権)

第 16 条 1) 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。

2) 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権を委任することができる。

3) 団体会員は、その指定するものを一名をもって議決権を行使する。

第 V 章 会計

第 17 条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終る。

第 VI 章 規約の変更

第 19 条 本規約を変更するには、総会における出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

付 則 (昭和四十五年五月八日総会決定) この規約は昭和四十六年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五十年六月一日総会決定) この規約は昭和五十年六月一日から施行する。

付 則 (昭和五十二年四月一日総会決定) この規約は昭和五十二年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五十七年五月八日総会決定) この規約は昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成二十一年五月九日総会決定) この規約は平成二十一年四月一日から施行する。